

天理市空き家バンク利活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天理市空き家バンク設置要綱（令和8年4月）に定める空き家バンクの利用促進を図るため、空き家バンクに登録されている空家等に係る家財道具等の搬出及び処分並びに相続登記等（相続による所有権の移転の登記その他の所有権の登記をいう。以下同じ。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、天理市補助金等交付規則（平成15年2月天理市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に存する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 天理市空き家バンク設置要綱に規定する空き家バンクをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の種別、補助対象者、補助要件、補助対象経費及び補助金額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、空家等に係る家財道具等の処分又は相続登記等を行う前に、天理市空き家バンク利活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第2の左欄に掲げる補助金の種別の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適

当と認めるときは、天理市空き家バンク利活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不相当と認めるときは、天理市空き家バンク利活用促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更又は中止）

第6条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る申請の内容について変更しようとするときは、速やかに天理市空き家バンク利活用促進事業補助金変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、補助事業について中止しようとするときは、速やかに天理市空き家バンク利活用促進事業補助金事業中止申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、天理市空き家バンク利活用促進事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は第5条の規定により交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い期日までに、天理市空き家バンク利活用促進事業補助金事業実績報告書（様式第7号）に、別表第2の左欄に掲げる補助金の種別の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを判定し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、天理市空き家バンク利活用促進事業補助金確定通知書（様式第8号。以下「補助金確定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求等）

第9条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた年度の3月31日までに天理市空き家バンク利活用促進事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助事業に係る空家等について、空き家バンクへの登録又は登録の維持ができないとき。

（2） 交付決定者が市税を滞納しているとき。

（3） 虚偽又は不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたと認められるとき。

（4） 交付決定者が自らの責めに帰すべき事由により補助事業を中止したとき。

（5） 交付決定者がこの要綱の規定に違反したとき。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合、天理市空き家バンク利活用促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、天理市空き家バンク利活用促進事業補助金返還命令書（様式第11号）により、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助金の種別	補助対象者	補助要件	補助対象経費	補助金額	補助回数
家財道具処分等補助金	空家等の所有者等（個人に限る。）のうち次の各号のいずれにも該当するもの (1) 市税の滞納がない者 (2) 天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例22号）第2条第2号又は第3号に該当しない者	(1) 空き家バンクに登録又は登録予定の空家等であること。 (2) 天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成25年3月天理市条例第9号）に規定する一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者を利用して、家財道具等を処分する空家等であること。 (3) 対象の空家等について、補助金確定通知書に記載の日から2年間天理市空き家バンクへの登録を行うこと。ただし、当該空家等について、売買又は賃貸借契約を締結したときはこの限りではない。	天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に規定する一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者へ委託した、空家等に残存する家財道具等の搬出及び処分に係る費用	補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）。ただし、10万円を限度とする。	同一の空家等について1回限り

<p>相続登記等支援補助金</p>	<p>空家等の所有者等（個人に限る。）又は相続人のうち、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 相続登記等に係る手続きを司法書士又は弁護士に依頼して行った者 (2) 市税の滞納がない者 (3) 天理市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に該当しない者</p>	<p>(1) 相続登記等の完了後に空き家バンクに登録する空家等であること。 (2) 相続登記等の完了後に単独所有となる空家等であること。 (3) 空家等及びその存在する土地の所有者が同一であること。 (4) 対象の空家等について、補助金確定通知書に記載の日から2年間天理市空き家バンクへの登録を行うこと。ただし、当該空家等について、売買又は賃貸借契約を締結したときはこの限りではない。</p>	<p>(1) 相続登記等の事務にかかる司法書士又は弁護士に支払う報酬及びその他の費用 (2) 相続人特定のための戸籍謄本等の発行に係る手数料及び通信料 (3) 相続登記等に関し土地家屋調査士等に支払う報酬及びその他費用</p>	<p>補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）。ただし、5万円を限度とする。</p>	<p>同一の空家等について1回限り</p>
-------------------	---	---	---	---	-----------------------

別表第2（第4条、第7条関係）

補助金の種別	交付申請時の添付書類	実績報告時の添付書類
<p>家財道具処分等補助金</p>	<p>(1) 登記事項証明書 (2) 見積書の写し (3) 事業着手前の写真</p>	<p>(1) 経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し (2) 家財道具処分（または清掃）前・中・後の写真 (3) 天理市空き家バンク登録通知書の写し</p>
<p>相続登記等支援補助金</p>	<p>(1) 登記事項証明書 (2) 所有権保存登記又は未登記物件の登記である場合、相続が目的であることがわかる書類の写し</p>	<p>(1) 経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し (2) 相続登記等の完了後の登記事項証明書又は登記完了証の写し</p>

(3) 見積書の写し

(3) 天理市空き家バンク登録
通知書の写し